

個別規程 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E

令和 6 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(アカウントの利用等)

契約者は、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E を利用する者(以下「利用者」といいます。)を特定してその者にアカウントを利用させることができます。この場合において、契約者は、当該アカウントの全部又は一部について、インターネットプロトコルによる相互通信を行わない設定をすることができるものとします。

2 契約者は、利用者に、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約」といいます。)における契約条項を遵守させるものとします。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約の最低利用期間は 6 カ月とし、その起算日は、アカウント数の変更が行われた最後の日(アカウントの変更が行われていない場合にあっては課金開始日)とします。

第 3 条(アカウント数)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約におけるアカウント数は、10 から 100,000 までとし、10 を最小単位とします。

第 4 条(IP アドレスの特定等)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者(利用者を含みます。)は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E を利用することはできません。

4 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E にあっては、契約者は、利用者に、一のアカウトにつき、同時に複数の接続を利用させることはできません。

第 5 条(アカウント数の変更)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E の契約者は、当社に対し、アカウント数の変更を請求することができます。

第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 7 条(料金)

契約者が、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 8 条(最低利用期間内解除等調定)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)又はアカウント数の減少があった場合には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 9 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 10 条(技術的事項)

IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E における基本的な技術事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 16 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 25 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 27 年 3 月 31 日以前の契約約款に基づき成立したエンタープライズダイヤルアップ IP サービス契約は、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E 契約として有効に存続するものとします。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E における料金等 [第 7 条関係]

1 初期費用

細目	料金
初期費用	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本料金

アカウント数	料金
10 以上 100 以下	当社が別途契約者に示す金額
101 以上 200 以下	当社が別途契約者に示す金額
201 以上 300 以下	当社が別途契約者に示す金額
301 以上 1,000 以下	当社が別途契約者に示す金額
1,001 以上 2,000 以下	当社が別途契約者に示す金額
2,001 以上 100,000 以下	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)アカウントの追加単位は 10 個毎とし、暦月の途中でアカウント数の変更があった場合、日割計算式を適用して、当該月のアカウント数の料金を算出するものとします。

3 契約事項の変更に伴う費用

品名	料金
アカウント数増加手数料(一変更につき)	当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除等調定金 [第 8 条関係]

1 最低利用期間内に IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ契約が解除された場合の調定金付与されてから 6 ヶ月間を経過していないアカウントごとに、6 ヶ月間における残余の期間に当社が別途契約者に示す金額を乗じて額を算定し、当該アカウントに係る総計に 100 分の 30 を乗じた金額

2 最低利用期間内にアカウント数の減少があった場合の調定金

付与されてから6ヶ月間を経過していないアカウントから、付与されてから6ヶ月を経過したアカウント数に相当する数のアカウントを控除(控除の順番は、6ヶ月における残余の期間が短い順による)して特定されたアカウントごとに、6ヶ月間における残余の期間に当社が別途契約者に示す金額を乗じた額を算定し、当該特定されたアカウントに係る総計に100分の30を乗じた金額

別紙3 料金の減額 [第9条関係]

利用不能時の減額 (第9条関係)

利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用(基本料金)の30分の1を乗じて算出した額を減額するものとする。

別紙4 技術的事項 [第10条関係]

接続に使用するソフトウェアとしてRFC1570,RFC1661,RFC1990に定められたプロトコルに準拠したPPPソフトウェアを使用して頂きます。

モデムの物理層におけるプロトコル	モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル
V.22	MNP class3,4,5
V.22bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.34	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.90	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.110	----